



OBA MJ 連載

# Vol.17 行政連携

## 行政連携のお品書きのリニューアル

行政連携センター運営委員会 委員 堀 正典

### 1 行政連携の「お品書き」とは？

昨今の任期付公務員の増加など、行政分野、特に地方自治体において、弁護士の活躍する場が広がってきています。一般市民に身近な行政機関である地方自治体と、基本的人権の擁護や社会的正義の実現を使命とする弁護士・弁護士会が連携することは、より良い地方自治の発展や住民福祉の実現に資するところです。

当会においても、行政連携の重要性を認識しつつ、様々な取り組みを行ってきました。それらの取り組みを「お品書き」と題し、レストランのメニューのように、行政機関（主として地方自治体）に向けて紹介しているのが、行政連携の「お品書き」です。

行政連携の「お品書き」は、A4サイズのカラー刷り、二つ折り両面印刷です。



### 2 「お品書き」のメニュー

「お品書き」には、当会の各委員会等が、行政向けに提供している法的サービスを掲載しています。

主な提供サービスは、法律相談、講師派遣、弁護士派遣、共同研究、事務事業受託などです。例えば、職員を対象とする法律相談、職員向けの債権回収の講習会、行政における各種委員会・審査会への委員派遣、消費者問題にする共同の事例研究、債権の管理・回収事務の受託などを行っています。

### 3 「お品書き」の特徴

「お品書き」の特徴は、地方自治体職員の方が見やすいように、提供サービスの対象分野を「全分野」「総務」「財政・債権回収」「福祉」「市民サービス」「災害対策・避難者支援」のように地方自治体の部局名に合わせて整理して、メニューを掲載している点です。これにより、地方自治体が行う業務に関して、弁護士会がどのようなサービスを提供しているのかを簡単に見つけることができます。

「お品書き」のメニューを見て、地方自治体の職員の方が注文（依頼）をしたい場合には、当会の行政連携センター窓口（TEL06-6364-1681）にお問い合わせ下さい。担当の委員会におつなぎします。

### 4 「お品書き」の活用

行政連携の「お品書き」のようなメニューを作成して、行政と連携を呼びかけている弁護士会は、現在のところ大阪弁護士会の他は1弁護士会だけです。他会に先駆けて行政との連携を進めており、また、地方自治体からの依頼も着々と受けている状況です。

各委員会、会員の皆様が、研修やシンポジウムなどの各種会合で、行政の方と会われるときには、当会の行政連携の取り組みを紹介するツールとして、「お品書き」を積極的に配布していただきますようお願いいたします。

お品書きの問合せ先は、行政連携センター窓口（委員会部司法課 TEL06-6364-1681）となります。